二　公告の後にされた差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分又は強制執行（配当等を受けるべき債権者のうちに公告の前に対抗要件を備えた担保権者（当該経営管理権集積計画に同意した担保権者を除く。第四号において同じ。）があるものに限る。）

三　公告の前に対抗要件を備えた担保権（当該経営管理権集積計画について担保権者の同意を得たものを除く。）の実行としての競売

四　公告の後に対抗要件を備えた担保権の実行としての競売（配当等を受けるべき債権者のうちに公告の前に対抗要件を備えた担保権者があるものに限る。）

五　公告の前に仮登記がされた所有権の設定、移転、変更又は消滅に関する請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含み、当該経営管理権集積計画について仮登記の登記名義人の同意を得たものを除く。）の行使

（経営管理権集積計画の取消しの公告）

第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者）

第八条　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者

二　当該共有者不明森林について所有権以外の権利（登記されたものに限る。）を有する者

三　経営管理意向調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

四　前各号に掲げる者のほか、市町村が保有する情報（不明森林共有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

（登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置）

第九条　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

一　登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。

二　前号の措置により判明した当該登記名義人の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を求めること。

四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

（共有者不明森林の森林所有者を特定するための措置）

第十条　令第一条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画についての異議）

第十一条　法第十一条第六号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

三　当該申出の趣旨及びその理由

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）

第十二条　第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

三　当該申出の理由

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）

第十三条　法第十五条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（同意の勧告）

第十四条　法第十六条の規定による勧告は、当該経営管理権集積計画を添付して、当該経営管理権集積計画に同意すべき理由及び当該勧告をした日から起算して二月以内に当該経営管理権集積計画に同意しないときは法第十七条の規定により当該勧告をした市町村の長が都道府県知事の裁定を申請することがある旨を記載した書面により行うものとする。

（確知所有者不同意森林に関する裁定の申請）

第十五条　法第十七条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してするものとする。

一　当該申請に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積

二　当該申請に係る確知所有者不同意森林についての経営管理の現況

三　希望する経営管理権集積計画の内容

四　その他参考となるべき事項

（意見書）

第十六条　法第十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所

二　第一号に規定する者の有する権利の種類及び内容

三　第一号に規定する者が当該経営管理権集積計画の内容に同意しない理由

四　第一号に規定する者の当該所有者不同意森林の利用の状況及び利用計画

五　意見の趣旨及びその理由

六　その他参考となるべき事項

（確知所有者不同意森林に関する裁定において定めるべき事項）

第十七条　法第十九条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。

（確知所有者不同意森林に関する裁定の通知）

第十八条　法第二十条第一項の規定による通知は、法第十九条第二項各号に掲げる事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。

（確知所有者不同意森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）

第十九条　法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による申出については、第十二条の規定を準用する。

（確知所有者不同意森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）

第二十条　法第二十三条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。